

(平成22年2月17日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認函館地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から47年3月まで

昭和44年10月に結婚し、義父が、私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、義父が、私や夫や義母の分も一緒に納付していたと思う。

夫の国民年金保険料は全て納付済みとなっているのに、申立期間について、私だけ未納とされているのは納付できない。私の納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人の申立期間以降の国民年金保険料はすべて納付済みである上、申立人の国民年金保険料を納付していたという義父は、申立期間を含め60歳に到達するまで、自分の国民年金保険料を納付しているとともに、当時同居していた申立人の夫及び義母の国民年金保険料についても、納付済みとなっていることから、義父の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間の前後は納付済みであり、申立期間の前後を通じて義父の仕事に変更は無く、当時の生活状況に大きな変化は認められないことから、義父が、申立人の申立期間の国民年金保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A社B支店における資格の喪失日に係る記録を平成2年4月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月31日から同年4月2日まで

平成2年4月2日に、A社B支店から同社C支店に転勤したが、厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）で確認したところ、同社B支店の資格喪失日が同年3月31日、同社C支店の資格取得日が同年4月1日となっており、加入期間が1か月欠落していた。

同社に継続して勤務し、毎月の給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成2年4月2日付け異動に係る発令通知、雇用保険の加入記録及び健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（平成2年4月2日にA社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における平成2年2月の社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人と同日付けで同社B支店か

ら同社他支店等へ異動した者は申立人のほかに一人いるところ、オンライン記録を確認すると、この同僚についても、申立人と同様に、同社同支店での資格喪失日が平成2年3月31日となっており、被保険者期間の欠落が生じていることから判断すると、申立人についても、事業主は、同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年9月から同年12月まで

失業保険の手続のために公共職業安定所へ行った際に、窓口の職員から国民年金の制度があると説明を受け、市役所で国民年金加入手続を行った。その際に、昭和45年9月の国民年金保険料450円を納付し、その後、3か月分の保険料1,350円を同市役所で納めた。

国民年金保険料を納付した際に、それぞれB5判を3等分したくらいの大きさのわら半紙状の紙に印刷された領収書を渡された。保険料は、高校生の時に月額1,500円の奨学金を受けていたので、奨学金の金額で3か月分の保険料を納めることができるのかと思ったことを記憶している。

何度か転居したため、領収書は所持していないが、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたので記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、申立人は国民年金手帳を交付された記憶が無い。

また、申立期間当時、A市においては、国民年金は国民年金手帳に印紙<sup>ちようふ</sup>を貼付して保険料を納付する印紙検認方式であり、申立人の主張と異なる上、申立人の主張する保険料納付方法及び領収書の交付についてA市へ照会したところ不明との回答のため、申立期間の現金による保険料納付の取扱いの事実を確認できず、納付したとする保険料額は、申立期間当時の保険料額と一致するものの、保険料納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納

付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から8年3月まで  
ねんきん特別便が送られて来て、申立期間の保険料が納付済みとされていないことを知った。

当時私は学生でA県に住んでいたが住民票は親元にあり、保険料の納付は父が行っていた。父が、年金額が少なくなるため免除はせずに納付したと言っていたのを憶えている。

父に確認したところ、「平成7年4月から10年3月までの3年間分納付した。平成7年度の納付案内書の4月から12月までは「\*」が印字されていたが、当時そのことに気付かず、他の税金と同じように1年分だと思い、納付案内書と1か月分の保険料×12か月分の金額を計算し、市役所の料金窓口へ持参し納付した。窓口で納付案内書を返してもらった時には、領収証書に領収印が押されていないこと、平成8年1月から3月分の納付書が切り取られていないことに気付かなかった。その後、平成8年1月から3月の申請免除承認通知書が届いたが、「1年分納付していたため疑問に思わなかった。免除申請はしたことがない。」とのことである。

父はお金のことにきちんとしている人である。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の父が所持している市役所発行の「平成7年度国民年金保険料納付案内書」には、4月から3月までの領収印を押印できる領収証書と納付書がつづられており、申立人の父は、この納付案内書に1年分の保険料を添えて市役所の料金窓口で納付したと主張している。

しかし、申立期間のうち平成7年4月から同年12月までは20歳到達前

で、制度上、国民年金に加入できない期間であり、「平成7年度国民年金保険料納付案内書」には納付不要を示す「\*」が印字されている。

また、申立期間のうち平成8年1月から同年3月までは申請免除期間として、申請免除承認通知書が発行されている上、領収証書には領収印が無く、納付した際に切り取られるはずの納付書が納付案内書から切り取られていないなど、当該納付案内書を使用して国民年金保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人に他の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、別の納付書が発行された可能性も低いなど、申立人の父が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらず、ほかに国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 7 日から同年 9 月 1 日まで

昭和 42 年 3 月 20 日ころに公共職業安定所からの紹介で A 社 B 支社 C 工場において筆記及び面接試験を受け、A 社 D 部 E 出張所に同年 4 月 7 日に入社し、同社 E 出張所 F 課に 1 年間勤務した。次の年にオペレーターの仕事に回され、45 年 3 月 31 日までの 2 年間勤務した。先輩や後輩は入社日が厚生年金保険の被保険者資格取得日になっていると聞いているが、私は 42 年 9 月 1 日からの資格取得となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の供述から判断すると、昭和 42 年 4 月ころから申立人が A 社 D 部 E 出張所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 62 年 6 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、後継事業所である A 社本社に照会したが、「A 社 D 部 E 出張所は既に閉鎖され、当時の書類は無く、本社にも資料は無い。A 社の職員住所録において、申立人の氏名は、昭和 42 年度 5 月版の職員住所録には記載が無く、43 年度 6 月版の職員住所録には記載が確認できるが、当該職員住所録の掲載基準については不明である。」と回答していることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況についての詳細を確認することはできない。

また、申立人が同僚として名前を挙げた 12 人及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 11 人に照会した結果、21 人から回答があり、そのうち二人から「昭和 42 年 4 月ころから一緒に勤務していた。」との供述は得られ

たものの、申立期間に係る厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認できる具体的な資料及び供述は得られなかった。

さらに、複数の同僚から、「申立人は当初アルバイトで入ってきた。」との供述があるところ、申立人が名前を挙げた同僚の一人は、「申立人と共に昭和42年4月からA社D部E出張所にアルバイトで採用されたが社会保険料は引かれていなかったようだ。同年6月上旬、申立人と一緒に同社B支社C工場の採用試験を受け自分は採用されたが、申立人はそれまでの職場で勤務を続けた。」と供述しており、この同僚は、同社B支社C工場において同年6月12日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できることから、申立人は同年4月ごろに当該事業所にアルバイトとして採用され、同年6月以降も引き続きアルバイトとして勤務していたことがうかがえる。

加えて、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日が申立人と同日である同僚二人は、「公共職業安定所の紹介で、昭和42年7月からアルバイトとして勤務したが、同年9月1日までは厚生年金保険の加入記録が無い。」と供述しており、また、アルバイトとしての勤務期間を経て社員となった者は、「アルバイト期間は年金記録が無かった。」と供述しているほか、複数の総務、経理担当者からは「年金記録が無いのは、申立人はアルバイトだったからではないか。」との供述があることから、当該事業所はアルバイトとして採用した者については、一定期間、厚生年金保険に加入させない取扱いがあったことがうかがえる。

その上、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の当該事業所における同保険の被保険者資格取得年月日は、厚生年金保険の被保険者資格取得年月日と同日の昭和42年9月1日であることが確認できることから、雇用保険の被保険者記録においても申立人の申立期間における加入記録を確認することはできない。

一方、複数の同僚や元社員から、「当該事業所は、申立期間当時、特定の学校からの推薦者や縁故関係者を社員として採用しており、採用時から厚生年金保険料が控除されていた。」との供述があるところ、申立人が先輩、後輩として名前を挙げた者を含む同僚や元社員のうち、学校推薦や縁故採用で採用され入社したと供述している者については採用時から厚生年金保険の加入記録があることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。